

本件事故当時、栃木県那須郡那須町で飲食店の開業を準備しており、本件事故前には同所における営業実績はないが、実際に平成23年夏に同所に飲食店を開業した申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

- 1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ・損害項目 営業損害
 - ・期間 自平成23年3月11日 至平成23年12月31日
- 2 和解金額
被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が、145万円であることを認める。
 - 3 支払方法
（省略）
 - 4 清算
第1項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。
 - 5 手続費用
本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月12日

（仲介委員 豊崎寿昌）